

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第162回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年12月9日（火）16時00分～17時02分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、

武田 史子、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

吉田 恭子（電気通信事業部長）、

飯嶋 威夫（料金サービス課長）、小川 裕一郎（料金サービス課課長補佐）、

廣瀬 謙（料金サービス課課長補佐）、

平松 寛代（基盤整備促進課長）、望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）、

八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通常行政局総務課課長補佐）

第3 議題

（1）諮問事項

電気通信番号規則の一部改正等について【諮問第3205号】

（2）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）【諮問第3200号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備）【諮問第3201号】

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）【諮問第 3202 号】

エ 第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第 3204 号】

開 会

○藤井部会長 本日もよろしくお願ひいたします。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第162回を開催いたします。

本日はウェブ会議で開催しており、現在8名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてからの発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項1件、答申事項4件となります。

議 題

（1）諮問事項

電気通信番号規則の一部改正等について【諮問第3205号】

○藤井部会長 初めに、諮問事項について審議いたします。諮問第3205号「電気通信番号規則の一部改正等について」、こちら総務省より御説明をお願いいたします。

○齊藤番号企画室課長補佐 総務省番号企画室の齊藤でございます。それでは、資料162-1に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。

今回、電気通信番号規則の一部改正等について、諮問第3205号ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、1枚目が諮問書となってございます。今般、令和7年の改正電気通信事業法の施行に伴いまして、改正後の下位法令の規定等の整備のために、改正法附則第2条第3項第1号の規定に基づき、諮問させていただくものでございます。

続きまして、2枚目でございます。ここから改正案の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

右肩1ページ目でございます。こちらは、今回の改正の概要等を1枚にまとめさせていただいているものでございます。近年、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、特殊詐欺の幇助犯として逮捕・起訴、実刑に至った事例が増加してございまして、大きな社会問題となってございます。こうした状況を踏まえまして、総務省は、令和7年5月に電気通信事業法を改正いたしまして、電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の見直し

を行ったところでございます。本件は、この改正法の施行に向けた下位法令の整備のために、情報通信審議会からの答申等を踏まえまして、電気通信番号規則の一部改正等を行うものでございます。

主な内容でございますけれども、1つ目の柱、電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備でございます。こちらは、犯罪捜査から免れるために、短期間で休業状態になるような者ですとか、特殊詐欺に関する窃盗の罪を犯した者などを排除するために、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として、電気通信事業法において次の点を追加したところでございました。1つが、電気通信役務の継続的な実施が見込まれること。もう一つは、その提供する役務が、詐欺罪等に利用されるおそれが高くなことを追加したところでございます。

これを踏まえまして、1つ目、規律の対象となる電気通信番号の種別、2つ目、申請者の役務継続性を審査するための申請書類、3つ目といたしまして、その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件を規定することといたしてございます。

2つ目の柱でございます。卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備でございます。こちらも、令和7年の法改正におきまして、一般的に特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえまして、事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に、次の取組を行うことが義務づけられたところでございます。1つ目が卸先電気通信事業者が、電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。2つ目が一定以上の番号数を提供する場合にあっては、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認することとなってございます。

これを踏まえまして、1つ目としては、電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件、2つ目としては、電気通信番号使用計画の認定の有無及び役務継続性の確認方法、3つ目としては、役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数を規定することとしてございます。

3つ目の柱としては、見直し後の番号制度の適切な執行のために必要な規定の整備を行うこととしてございます。

また、4つ目、こうした犯罪利用対策とは別に、電気通信事業法において、今回、卸電気通信役務を提供する際の確認義務を規定したことに伴う規定の整理ですとか、番号を取り巻く環境の変化を踏まえた所要の規定の整備を行うといった形で全体像をとらえさせていただいたところでございます。

続きまして、個別の諮問対象の条文につきまして、御説明させていただきたいと思います。

1つ目の柱でございます。電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備でござ

います。こちらは、犯罪捜査から免れるために短期間で休業状態になるような者を規定するものでございまして、1つは役務の継続的な実施が見込まれることと、その提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くなないこと。また、これを踏まえて、申請書類等を規定するものとなってございます。

下のところに、左側のほうに規定の趣旨と、右側のほうに関連する主な改正規定を一覧にしてございます。①として、規律の対象となる電気通信番号の種別につきましては、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移を踏まえまして、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号の3つを規定することとしてございます。また、この番号の種別については、後述する卸元事業者への確認義務の対象となる番号の種別にもなってございます。

続けて、②でございます。申請者の役務継続性を審査するための申請の書類でございます。こちらは、電気通信番号使用計画の認定審査の際の添付書類として、詐欺罪等での処罰歴の確認のために、役員等の名簿及び本籍の記載のある住民票の提出を求めるということにしてございます。また、今申し上げた3つの番号に係る役務継続性を審査するために、事業計画書の提出を求めるということにしてございます。

続けて、4ページ目でございます。下の段、中ほどのところでございますけれども、この事業計画書の記載内容としては、以下の6項目を規定するとしてございまして、1つ目が事業開始年月日、2から4までは申請者に係る事業の実績ですとか、役員の経歴などを記載することとしてございます。また、5から6までにつきましては、資金計画等について審査するために、資金の調達方法ですとか、今後、事業開始後5年間の収支の見込みなどを規定するという形で事業計画書を記載してございます。

上の段に戻りまして、こうした変更認定申請の際の添付書類については、変更認定の際の申請の簡素化と、審査の実効性担保の観点から、役員の名簿と住民票のみを規定をするという形にさせていただいてございます。

続きまして、5ページ、③でございます。提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件でございます。この要件は以下4つの点を規定をしてございまして、①から④でございます。

①が、特殊詐欺に係る詐欺罪等、キャッシュカード詐欺盗を想定してございますけれども、これにより刑に処されて2年を経過しない者。②としては、こうしたキャッシュカードの詐欺盗を想定している者につきまして、常習犯など、累犯を含む形で窃盗の刑に処されて2年を経過しない者。③としては、番号使用計画の認定の取消しを受けた法人等の当時の役員であって、認定の取消しの日から2年を経過しない者。また④としては、①から③に該当する者が役員にいる法人などを想定してございます。

続きまして、2つ目の柱、卸元事業者が卸先の事業者に対して確認をしていくための確認義務の規定の関係でございます。7ページ目でございます。

1ポツ目でございますけれども、事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に、次の取組を行うことが義務づけられているところでございます。1つが、卸先が電気通信番号計画の認定を受けていることを確認すること。2つ目が、一定以上の番号数を提供する場合には、卸先の役務継続性の見込みを確認することとしてございました。

その点につきまして、表のところでございますけれども、役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件ということで規定をしてございます。

1つ目が、役務継続性があると認められる一つの基準として、事業継続期間を6か月と規定をすることとしてございます。また、2つ目のポツで、そのほか役務継続性があると認められる要件として、以下の5つを規定することとしてございます。

1つが、卸先事業者自身が、令和7年改正法施行後に総務省から直接電気通信番号使用計画の認定を受けていること。2つ目として、卸先事業者の関係会社（国内企業）が6か月以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていること。3つ目は、卸先事業者自身が、外国の法令の規定による許認可等を受けて、6か月以上継続して外国で電気通信事業を行っていること、外国企業の規定を想定してございます。また、④としては、こちらも外国企業関連で、卸先事業者の親会社、これも海外企業を想定してございますが、こちらが、外国の法令の規定による許認可等を受けて、6か月以上継続して外国で電気通信事業を行っていること。最後、5つ目としては、卸先事業者自身の役員に、認定を受けた電気通信事業者において電気通信設備の設計や工事、維持や運用などに関する業務に3年以上従事していた経験がある者がいることを規定するものとしてございます。

続きまして8ページ目、②電気通信番号使用計画の認定の有無と役務継続性の確認の方法でございます。卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認の方法としては、以下2つを規定することとしてございます。

1つ目、イでございますけれども、総務省から直接認定を受けている事業者である場合にあっては、認定証の提示を受ける方法。ロとして、卸先事業者がみなし認定事業者である場合にあっては、電気通信事業の登録番号・届出番号及び卸先事業者が作成した電気通信番号使用計画の提示を受ける方法を規定してございます。

下の段にいきまして、卸先事業者が役務継続性を有することの確認について、役務継続性があると認められる要件ごとに、以下のとおり確認方法を規定していきたいと考えてございます。

イでございますけれども、卸先事業者が6か月以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることの確認方法については、以下（1）（2）を規定したいと考えてございまして、

(1) が、契約書や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法。 (2) といたしましては、株式が上場されていることを確認する方法としてございます。

続きまして、同じく口でございます。卸先事業者自身が令和7年改正法施行後に総務省から直接認定を受けていることの確認については、電気通信番号使用計画の認定証の提示を受ける方法としてございます。

また、ハといたしまして、卸先事業者の国内の関係会社が、電気通信事業その他の事業を6か月以上継続していることの確認の方法については、1つ目としては、有価証券報告書等に基づいて、関係会社との関係を証する書類の提示を受け、かつ、契約書や請求書等の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法。2つ目といたしまして、卸先事業者から有価証券報告書等の関係会社との関係を証する書類の提示を受け、かつ、株式が上場されていることを確認する方法を規定したいと考えてございます。

ニといたしましては、卸先事業者自身が、海外において電気通信事業に相当する事業を6か月以上継続している場合については、以下2つの書類の提示を受ける方法としたいと考えてございます。

1つが、海外の政府機関が発行した許認可等の証書等の提示。もう一つが、契約者や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類の提示をすることとしてございます。

ホといたしましては、海外の親会社が、海外において、事業法に相当する法令の許認可等を受けて、電気通信事業に相当する事業を6か月以上継続して行っていることの確認方法については、以下3点の書類の提示を受けることを規定してございます。1つが有価証券報告書に相当する親会社との関係を証する書類。もう一つが、海外の政府機関が発行した許認可等の書類。最後が、契約書や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類としてございます。

続きまして、へでございます。卸先事業者自身の役員に、認定を受けた電気通信事業者において、電気通信設備の設計ですとか、維持、運用等に係る業務に3年以上従事したことの確認の方法については、認定事業者から発行された退職証明書等の従事経験の内容を把握することが可能な書類の提示を受けることとしてございます。そのほか、電子的な申請なども可能する旨を省令の規定をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、③でございます。卸元が卸先に確認をする際の役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数につきましては、効率的な使用ですとか不適正な利用の防止の実効性と、新規事業者に対する負担も勘案しまして、番号種別ごとに50番号と規定することとしてございます。

続きまして、3つ目でございます。見直し後の番号制度の適切な執行のために必要な規定の整備ということでございまして、電気通信番号規則のほうにつきましては諮問対象、報告規則

につきましては諮問対象外となってございますけれども、御説明をさせていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、12ページ目でございます。①でございますけれども、卸電気通信役務を提供する際の確認義務の確実な履行のための規定の整備としてございます。今般、卸電気通信役務を提供する際の確認義務を確実に履行するために、契約の相手方が電気通信事業用途での利用を想定しているかどうかについて、しっかりと確認をすることとしてございまして、電気通信番号規則のほうでその旨を盛り込ませていただいてございます。

また2つ目、卸電気通信役務を提供する際の確認義務を確実に履行するために、契約期間中における契約相手方との間の連絡体制の確保についても、併せて省令で規定をすることとしてございます。

②といったしましては、卸提供の実態把握のための規定の整備でございます。こちらも、電気通信番号使用計画について、その提供を受ける卸元事業者の社名を全て記載させるように、様式を変更するという規定の整備を行いました。

続きまして、13ページ目でございます。その上で、こちらも変更手続の簡素化の観点から、卸元事業者名の追加・削除に係る変更のみの場合にあっては、軽微事項として事後届出とするという形にさせていただきました。

続きまして、電気通信事業報告規則の改正でございますけれども、こちらは、卸電気通信役務の提供実態を確実に把握していくために、みなし認定事業者についても、毎年度の電気通信番号の使用に関する報告において、卸元事業者名の記載をしていただくという形で、総務省側においても管理把握に努めていきたいと考えてございます。

最後、その他の柱でございます。こちら、諮問対象となってございますのが電気通信番号規則、対象外となってございますのが、電気通信番号計画の告示のほうになってございます。

ここからは、今まで申し上げていたところの犯罪利用対策におきまして、卸電気通信役務を提供する際の確認義務を規定したことに伴います規定の整理ということで、省令のほうで規定をしてございました内容につきまして、同種の規定が電気通信番号計画の告示のほうにございましたので、こちらを削除するというのが1つ、①でございます。

続けて、②でございます。こちらから、犯罪利用対策の観点とはまた違った、電気通信番号制度の環境を取り巻く変化の所要の規定の整備でございます。

近年、携帯電話端末と衛星を直接通信するようなサービスが登場し始めてございまして、現在、音声伝送携帯電話番号については、携帯移動地球局に係る設備を識別するものとして、電気通信番号計画上の注釈を適用して通信ができるような形になってございますけれども、データ伝送用の電話番号については、その注釈の適用がない状態となってございました。今後、こ

ういったサービスのM2Mの用途への拡大などが見込まれるということ、事業者のニーズ等もございますので、この注釈の対象となる番号の種別として、今申し上げたデータ伝送用の電話番号、0200番号を追加するという形で規定を整備させていただくものでございます。

後段でございますけれども、現在、電気通信番号使用計画の様式におきまして、特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合には、その設置場所について、市町村単位での記載を求めている規定となってございます。こちら、クラウド等を念頭に置いていますけれども、近年、設備の設置の形態も多様になっていることから、設備の設置場所に加えて、設備の設置の態様を把握するよう、電気通信番号使用計画の様式を変更することといたします。また、設置場所につきましては、都道府県や市町村名の記載は必須としないものとする形で規定をしていきたいと考えてございます。

これらを踏まえまして、今後の進め方でございますけれども、今回御審議いただきまして、お認めいただけましたら、1月13日までの間に意見募集をすることといたしまして、2月には御答申をいただきたいと考えてございます。また、本諮問内容に関連するものといたしまして、訓令に当たる電気通信事業法関係審査基準の一部改正ですか、関係するガイドライン、手引きの改正案についても、併せて総務省において意見募集を実施することとしていきたいというふうに考えてございます。

事務局のほうからは御説明は以上となります。

○藤井部会長　　御説明ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの御説明について御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

皆様、いかがでしょうか。今のところ、チャットに記入はなさそうですが、よろしいですかね。

そうしましたら、特に御意見ないようですので、本件につきましては、総務省において、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は12月10日火曜日から1月13日火曜日までといたします。その後、提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において、調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかかと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長　　ありがとうございます。異議ないといただきましたので、よろしければその旨決定することといたします。

ありがとうございました。

（2）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）【諮問第3200号】

○藤井部会長 そうしましたら、続いて、答申事項に移りたいと思います。

まず、諮問事項第3200号「電気通信事業法施行規則等の一部改正（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）」について審議いたします。

本件は、9月30日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月1日水曜日から10月30日木曜日までの間、意見募集を実施し、その結果を公表するとともに、11月5日水曜日から11月18日火曜日までの間、2回目の意見募集を実施しました。

その結果を踏まえ、接続委員会において、調査・検討を行っていただきました。本日は接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただければと思います。

それでは相田主査、お願ひいたします。

○相田接続委員会主査 それでは、諮問第3200号、電気通信事業法施行規則等の一部改正（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）について、資料162-2に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料の10ページ以降に掲載してございますけれども、番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備を行うために、電気通信事業法施行規則等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

本件につきましては、先ほど部会長から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、12月2日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず、資料の1ページ目にございます報告書の1に示しましたとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

また、提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添として、資料の2ページ目以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしくお願ひいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 相田主査、ありがとうございます。総務省料金サービス課で課長補佐をしております小川でございます。

それでは、こちらの報告書の2ページ目以降にございます今回の意見募集の結果につきまして、御説明させていただきたいと思います。

1ページおめくりいただきまして、通し番号の2ページ目でございます。先ほど、御案内いただきましたとおり、意見募集を2回行わせていただいております。意見募集期間、再意見募集期間は掲載のとおりでございます。

1回目の意見募集の結果、個人の方を中心に4件、再意見募集の結果、2件の御意見をいたしております。次のページ以降で、今般の意見募集の結果について御説明をさせていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、通し番号3ページ目でございます。まず、今回の省令改正のポイントでございますけれども、まず、1点目が、NTT東日本・西日本が実施しておりました音声での番号案内サービスにつきまして、来年3月に終了するということでございます。理由といたしましては、設備の維持限界、それから、かなり需要が減少してきているといったことが挙げられます。

これを踏まえまして、NTT東日本・西日本におかれましては、この番号案内機能、こちらはアンバンドル機能として接続料規則に位置づけられておりましたけれども、こちらについても機能の廃止を予定しているということでございます。

これに伴いまして、関係する省令の規定の整備を行いたいといったこと、それから、総合デジタル通信端末回線伝送機能につきましても、従来ダイヤルアップ接続を念頭に置いた着信専用に限るといった規定がございましたけれども、そちらにつきましても、今年1月のPSTNマイグレーションに伴いまして、設備構成が変わりましたことで、着信専用に限るといった規定が実態にそぐわなくなつてしまいりましたので、そうした規定を削除していくといった実態を踏まえた規定の整備というのが2点目でございました。

今般いただきました意見、主に番号案内機能の廃止に関するものでございます。ここに掲載してございます、意見の1でございます。これは個人の方からの御意見でございますが、今般の番号案内機能の廃止についての反対といった御意見でございます。

こちらにつきましては、再意見募集で意見の提出がございませんでしたので、右側の考え方、事務局のほうで案を取りまとめさせていただいております。まずはNTT東日本・西日本におかれましては、設備の維持限界、それから需要の減少を理由といたしまして、令和8年3月までに番号案内サービスの提供を終了する予定というふうに承知しているということでございます。また、NTT東日本・西日本におかれでは、接続機能でございます番号案内機能、こちらを利用しておられます接続事業者に対して個別に協議を行いまして、各社から、こちらの機能の提供もあわせて来年3月までに終了することに同意を得たものというふうに伺っております

ので、その旨記載させていただいております。

こうした事情を踏まえまして、番号案内機能につきましては、アンバンドル機能として位置づけていく意義が失われたと考えられますことから、第一種指定電気通信設備接続料規則の法定機能から番号案内機能を解除・削除していくとともに、関係する規定の整備を行っていきたいといったものでございます。

意見2、意見3に関しましては、今般の省令改正と必ずしも直接関係するところではございませんので、一旦、この場では割愛させていただきまして、意見4のほうに進めさせていただければと思います。

意見4、こちらは少し長い意見になってございますけれども、KDDI株式会社様からの御意見でございます。こちら、意見のポイントをお伝えさせていただきますと、KDDI様を含む電気通信事業者各社様におかれでは、現時点において、番号案内機能の一部をなしております番号情報データベース登録機能、あるいは、番号情報データベース利用機能というものを利用して、番号案内に係るサービスを提供しておられるということでございます。番号情報データベース登録機能、利用機能といいますのは、今NTT西日本さんが管理、運営されておられます番号情報データベースという電話番号の登録、あるいは登録された電話番号の情報を抜いてきて、番号案内機能を提供するようなデータベースでございますけれども、こちらを各社さんも利用されておられるということでございます。こちらが、まだ接続料を適正かつ明確に定めるアンバンドル機能であることの重要性は、これまでと変わらないのではないかといった御指摘です。

それから、2ポツ目でございますけれども、現状もこの番号情報データベースのように、第一種指定電気通信設備として指定されている設備の機能を利用されておられる事業者さんがいらっしゃるにもかかわらず、法定機能から削除することは適切ではないのではないかといった御意見です。

それから、仮に、番号案内に係る設備が第一種指定設備から除外されまして、それに伴い番号案内機能もアンバンドル機能から削除される場合においても、こちらの機能を引き続き利用される事業者さんがいらっしゃるということでございますが、アンバンドル機能から削除されることで、接続料の算定根拠、こちらが必ずしも明確に示せることにはならないのではないかといった御指摘です。

それから、こちらの接続機能を休廃止する場合におきまして、アンバンドル機能でございましたら、原則、休廃止の3年前には周知をするということが省令上規定されておりますけれども、こちらの規定の枠からも外れてくるということでございますので、NTT東西さんが任意のタイミングでこの休廃止を行うことが可能となり、利用事業者における事業の予見可能性が

損なわれるのではないかといったことから、現行の第一種指定電気通信設備に準じた取扱いとなるよう要望されたいといった御意見を出されているところでございます。

これに対しまして、NTT西日本様から再意見をいただいております。1つ目のところは、今般の省令改正の趣旨を御指摘いただきしております、2ポツ目のところでございますけれども、今般、番号案内機能が法定機能から削除されることに伴いまして、番号案内に付随する番号情報データベース登録機能、それから番号情報データベース利用機能、こちらにつきましても、結果的に法定機能から削除されてくるという御認識でございますけれども、こちらの両方の機能につきまして、電気通信事業法施行規則の省令の規定に則りまして、本年12月末までに周知を行った上で、それから3年間が経過する日、あるいは、接続事業者各社様と協議が調った場合はその合意する廃止日、それ以降に、これらの機能の廃止を行う予定であるということでございます。

また、KDDI様から御指摘がございました「接続料の透明性、適正性の確保」につきましては、番号情報データベースに係る機能に関しまして、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款という、また別の約款がございますけれども、こちらへの規定を行うとともに、接続料に関して必要な情報につきましては、事業者各社様との協議にて御要望を承りつつ、適切に開示していく考えということで再意見をいただいております。

これを踏まえまして、考え方4のところでございます。1ポツ目のところは、第一種指定電気通信設備接続料規則の法定機能からこの番号案内機能を解除・削除することの理由につきましては、冒頭に御紹介いたしました考え方1のとおりとさせていただいております。

2ポツ目でございますけれども、KDDI様が御指摘の番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能につきまして、NTT西日本様におかれましては、本年12月末までに、接続事業者各社に対して周知を行った上で、その日から3年が経過する日以降に廃止を予定しているということに加えまして、これらの機能を提供しておりますNTT西日本様の番号情報データベース、略してTDISというふうに書かせていただいておりますけれども、こちらにつきましても、利用がかなり減少傾向にあるということを踏まえますと、これらの番号情報データベース登録機能、利用機能を別途新たに法定機能に位置づけたりですとか、あるいはこのTDISを第一種指定電気通信設備に指定し続けるような必要性は乏しいのではないかという考え方を書かせていただいております。

なお、NTT西日本様におかれましては、このTDISが第一種指定電気通信設備から削除された後におかれましても、こちらの装置を継続して利用される電気通信事業者様がいらっしゃるということでございますので、そういった事業者様への影響を最小限にとどめるように、再意見でも御提出されておりますとおり、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款への

規定、あるいは、接続料に関する情報の開示にきちんと努めていただくななど、接続料の透明性、適正性の確保のために丁寧に御対応いただきたいということで考え方をまとめさせていただけております。

続きまして、意見5につきましては、必ずしもこちらも今般の省令改正と直接関係のない御意見ということではございますので、今後の参考として承るといった形でまとめさせていただいております。

以上でございまして、いずれの御意見を踏まえましても、今般の省令改正案の内容に修正を施すものではないというふうに考えてございますので、相田主査からもいただきました報告書のとおり、御審議、それから御答申をお願いできればというふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの御説明について御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

林先生、お願いできますでしょうか。

○林委員 部会長ありがとうございます。名古屋大学の林です。本諮問内容について、特段異議はないんですけども、その上で1件、御提案がございます。

番号案内機能の件なんですけども、恐らく我々より上の世代ですと、このサービス、長らく親しんできたサービスなのかなという感じもします。ですので、今回、個人の意見1にも見られましたように、サービスの提供終了ということに対して、それなりに名残惜しく感じる向きもあるのかもしれないというところでございます。

個人の意見1に対する考え方を示されていますけども、本部会としての考え方の案についてはこのとおりで、これも異存ないんですけども、仮に番号案内サービスが終了したとしても、現在では、もうインターネットを用いたいろいろな代替手段がございますので、そしてNTTさんとしても、その旨をホームページ等で周知しておられると承知していますので、その旨一言、この考え方のところにでも付け加えてはいかがでしょうかという御提案でございます。そういう一文を追加することで、今回の制度改正が、実質的に国民に対して不利益が生じないんだということが明確になるのではないかと思った次第です。御検討いただければと思います。

以上です。

○藤井部会長 重要な御指摘ありがとうございます。そうしましたら、こちら総務省さんから何かございますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐 改めまして、料金サービス課の小川でございます。林先生、御指摘いただきましてありがとうございます。

まさに林先生に御指摘いただきましたとおり、今般のこの番号案内サービスということに関して申し上げますと、昨年の7月にNTT東日本さん、西日本さんにおかれでは、このサービス終了については、両社のホームページなどで発表されておられるということでございます。それに伴いまして、今後、まさに御指摘いただきましたインターネットを用いた代替手段といたしまして、例えば、タウンページ社が提供しております、インターネットでの検索サービスなども御案内されておられるということでございます。まさに今回いただきました意見を出された方も、そういういったサービスの周知に関する御意見というふうにも受け止められますので、林先生からいただきました御指摘を踏まえまして、修文案につきまして、一旦事務局のほうで検討させていただければと思います。

以上でございます。

○林委員 よろしく御検討ください。

○藤井部会長 重要な御指摘だと思います。省令に関してはこのとおりだと思うのですが、ユーザーの皆様に対して、考え方のところで、現状を伝えるというところも重要なかなと思います。こちらは検討いただければと思っております。

ほかに御指摘事項はございますでしょうか。今のところチャット機能のところに書き込みはないようですが、よろしいですかね。

もしないようでしたら、諮問第3200号については、林委員からの御意見を踏まえまして、答申案のうち審議会の考え方を修正した上で答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見ある場合は、チャット機能でお申し出いただければと思います。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思います。なお、修正内容については、部会長一任とさせていただければと思いますので、こちらもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備）【諮問第3201号】

○藤井部会長 そうしましたら、次に、諮問事項第3201号「電気通信事業法施行規則等の一部改正（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備）について」、審議いたしたいと思います。

本件は、9月30日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月1日水曜日から10月30日木曜日までの間、意見募集を実施し、その結果を公表する

とともに、11月5日水曜日から11月18日火曜日までの間、2回目の意見募集を実施しました。

その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただけるということですので、相田主査、よろしくお願ひいたします。

○相田接続委員会主査 それでは、諮問第3201号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について、今画面に写っております資料162-3に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料の10ページ以降に掲載されておりますけれども、第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備を行うために、電気通信事業法施行規則等について、所要の規定の整備を行うものです。

本件につきましても、先ほど部会長から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、12月2日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。当委員会といたしましては、資料の1ページ目にございます報告書の1に示しましたとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適當と認められるとの結論を得ましたので、その旨、御報告させていただきます。

また、提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別紙といたしまして、資料の2ページ目以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしくお願ひいたします。

○廣瀬料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の廣瀬でございます。

そうしましたら、資料2ページ目、右上に別紙と書かれたページで御紹介させていただければと思います。

本件につきましては、必要的諮問事項と諮問を要しない事項を一体として改正する案でございましたので、総務省において、まとめて意見募集、再意見募集を実施させていただきました。そのうち、まずは審議会への諮問事項、必要的諮問事項に係る御意見について、このページで御紹介させていただきます。

こちらに記載のとおり、1回目の意見募集で3件の御意見、再意見募集で1件の御意見を頂戴しております。

具体的な意見の内容については、おめくりいただきまして、まず3ページ目でございますけれども、改正の内容のうち、アンバンドル機能から番号ポータビリティ転送機能を削除するという点に関して、意見1及び意見2のとおり、NTTドコモとKDDIから賛同の御意見

をいただいております。こちらの考え方については、賛同の意見として承るとさせていただいております。

それから、おめくりいただきて、4ページ目の意見3、それから6ページ目の再意見4については、個人の方からの御意見でございますけれども、こちらは、省令案は支持しますがしつつも、ちょっとその後の内容については、必ずしも直接本件の改正とは関係ない御意見でありましたので、参考として承るとさせていただいております。

以上が、必要的諮問事項に係る意見募集の結果でございます。なお、必要的諮問事項以外の部分についての御意見は、御参考になりますけれども、資料の36ページ目以降に記載をしております。こちらについての詳細な説明は割愛させていただきますけれども、こちらの部分についても、総務省の改正案を修正するような御意見はいただいておりません。

意見募集の結果については以上でございます。私からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

今のところ、チャットに記入はないようですが、皆様、よろしいですかね。

特に意見はないようなので、そうしましたら、諮問第3201号については、お手元の答申案どおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、案のとおり答申することといたしたいと思います。ありがとうございました。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）【諮問第3202号】

○藤井部会長 そうしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、諮問事項第3202号「電気通信事業法施行規則等の一部改正（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）」について、審議いたします。

本件は、9月30日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月1日水曜日から10月30日木曜日までの間、意見募集を実施しました。2回目の意見募集を実施する予定でしたが、1回目の意見募集での意見の提出がなかったため、2回目の意見募集は行っておりません。

その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。接続委員会の

相田主査より、委員会での検討事項結果について御報告いただきます。

それでは相田主査、よろしくお願ひいたします。

○相田接続委員会主査 それでは、諮問第3202号、電気通信事業法施行規則等の一部改正（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）について、資料162-4に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料の6ページ目以降に掲載してございますけれども、新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備を行うために、電気通信事業法施行規則等について所要の規定の整備を行うものです。

本件につきましては、先ほど部会長から御紹介がございましたように、当初2回の意見募集を実施する予定でしたが、1回目の意見募集において意見の提出がございませんでしたので、2回目の意見募集は実施しておりません。

12月2日に開催した接続委員会におきまして、本改正案について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料1ページ目にございます報告書の1に示しましたとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正をすることが適當と認められるとの結論を得ましたので、その旨、御報告させていただきます。

また、先ほどから申し上げておりますように、意見募集の結果、意見の提出がございませんでしたので、その旨も併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの御説明に関して、皆様から御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

林先生、お願ひできますでしょうか。

○林委員 部会長、ありがとうございます。名古屋大学の林と申します。

本諮問についても、全く異存はないんですけども、その上でちょっとと思ったことをこの場を借りて申し上げたいことがございます。

この資料の表題にもありますように、本件は新リース会計基準の公表等を踏まえた規定の整備で、それに平仄を合わせるための改正というものでございまして、現に本件については意見の提出もなかったと、パブコメをかけたけれども、意見の提出もなかったというような案件ですので、もしかしたら、本件のような類いの案件は、いわゆる軽微案件として稟議で処理するとか、そういうこともあり得るのかなと思います。この部会でもたくさんの諮問案件があり、そこで、審議、じっくり検討をするものと、そうでないようなものというか、基本的にはほか

の一般的な規定を踏まえたもの、それにはねてくるものというのでは、やはり審議のバランスも変わってくるような感じもいたしますので、その辺りの捌きを、よろしければ部会長のほうで今後御検討いただいて、どの案件がそうかとかというのはなかなか難しいと思うんですけれども、事務局等とも御審議をいただいて、場合によっては軽微案件にするということも考えてもいいのかなと思ったところです。

これは本諮問の中身というよりは、この部会の審議の進め方みたいな話になってしまって大変恐縮なんですけれども、よろしければ、今後御検討いただければと思った次第です。

以上でございます。

○藤井部会長 御指摘ありがとうございます。確かに今回のように、法律の改正に伴った改正というのはあまり意見も出てこないのかなと思いますので、今後どう扱うかというのは、事務局とも御相談させていただければと思います。

この件について、総務省さんから何かコメント等ございますでしょうか。

○廣瀬料金サービス課課長補佐 料金サービス課の廣瀬でございます。林先生、御意見ありがとうございます。個別の案件について、部会長の御判断をいただいて、軽微な案件として処理するというスキームはこれまであるところでございますので、今後も、個別具体的な案件に応じて御判断、御相談させていただければと思います。

料金サービス課からは以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。こちら、事務局からもございますか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 すみません、事務局からです。手続につきましては、議事手続規則という決まりで意見聴取のやり方等も書いてありますので、林先生から御提案のありました件につきましては、部会長とも相談しつつ、軽微事項をどれにするかとか、そういった内容も、原課のほうとかと相談しながら決めていかなければいけないかなと思っております。

事務局からは以上になります。

○藤井部会長 ありがとうございます。林先生、よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。よろしく御検討賜ればと思います。

○藤井部会長 貴重な意見、ありがとうございました。

ほかに皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですかね。

ほかに御意見ないようでしたら、諮問内容についての御意見ではなかったと思いますので、諮問第3202号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、案のとおり答申することといたしました

いと思います。

ありがとうございました。

エ 第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第3204号】

○藤井部会長 そうしましたら、最後になりますが、次は諮問第3204号「第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可」について審議いたします。

本件は、本年10月28日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月29日水曜日から11月28日金曜日までの間、意見募集を実施しました。

それではこちら、総務省様より御説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 総務省基盤整備促進課でございます。資料162-5に基づきまして、電気通信事業法第110条の4第1項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可について、説明をさせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。本件、第二種交付金の額等の認可につきましては、部会長から御紹介いただきましたとおり、本年10月28日に開催されました本審議会第160回会合におきまして、諮問第3204号として諮問をいたしまして、翌10月29日から11月28日まで、意見募集が行われたものでございます。その結果、御意見を提出してくださいました方々は全部で12件、12名、12者、うち個人はお一人、ほかは法人、または匿名の方々でございました。

いただいた12者からの御意見の全体を概括しますと、諮問第3204号における考え方、すなわち申請のとおり認可すべきである、という考え方に対しまして、反対であるとか認可すべきではない、こういった御意見というものは1件もございませんで、多くの御意見は、認可申請の内容ですか、諮問の考え方に対する御賛同の意をお示しいただくとともに、今後の第二号基礎的電気通信役務制度の運用に当たっての御要望ですか、御指摘をいただくものとなってございます。

こうした御要望、御指摘は、原則として、総務省における今後の施策の参考とすべきものと考えてございますが、1点だけ、諮問第3204号に直接関するものではないものの、必要な措置を講ずるべきではないかと考えられるものもございます。この点も含めまして、次ページ以降で具体的な御意見を紹介しながら、考え方の案について説明をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。まず、意見の1から5までは意見募集の対象である認可申請ですとか、諮問第3204号の考え方に対する賛同を示している意見でございますので、考え方の案としては、そのまま賛同の御意見として承りますということとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の4ページを御覧ください。意見の6、7、8は、御賛同の御意見に加えまして、制度の運用について御指摘をいただいているものでございまして、意見の6は、今後の適時適切な運用の見直しについて、意見の7は、制度の運用コストに配慮した今後の運用の見直しの継続について、意見の8につきましては、制度の透明性ですとか負担金制度の公平性、こういったことについて、多岐にわたる御指摘をいただいてございます。いずれの御指摘も踏まえて、今後の第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について、必要に応じて見直しの検討を行うことが適當かと考えてございますので、考え方の案といたしましても、そのようにしてございます。

続いて、資料6ページを御覧ください。意見9は、認可申請のあった支援機関の支援業務に係る費用の水準が、第二種交付金額と同等の水準であるため課題であると感じる、より効率的な運用方法の検討ですとか、費用抑制に向けた施策の導入を要望するといった内容の御意見になつてございます。

考え方の案といたしましては、認可申請に係る支援業務の費用の水準は、総務大臣の認可を受けた収支予算の範囲内であるということから、直ちに課題であるとまでは言えないが、その一方で、支援機関の業務がより効率的に運用されることが望ましいことは御指摘のとおりでございますため、総務省においては、今後の収支予算等の認可に当たって、引き続き、収支決算、収支予算、こういったものの検証を継続していくことが適當としてございます。

続いて、資料7ページを御覧ください。意見の10でございます。意見の10は、一般社団法人電気通信事業者協会の会長は、NTTの社長でもあるため、NTTに対する交付金の申請をする建付けは全く透明性がなく、廃止すべきとの御意見でございます。

考え方の案といたしましては、電気通信事業者協会は、法令の規定に基づき支援機関として指定を受けてございまして、このため、交付金の算定に当たりましては、総務大臣の認可を受けた支援業務規程によって交付金額を算定することが義務づけられております。また、認可申請に当たりましては、複数の電気通信事業者や学識経験者から構成される諮問委員会にこの内容を諮りまして、答申を受けた上で認可申請をしていると承知しております。こうしたことを考えますと、支援機関として指定を受けた一般社団法人の会長と、第二種交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の親会社の社長とが同一の人物であることをもって、今般の認可申請に透明性がないと御指摘されることには理由がないと考えますと、このようにしてございます。

ここまでが認可申請ですか、諮問第3204号の考え方と直接関係のある御意見でございました。

続いて、7ページのここからですね。これ以降は、認可申請ですか、諮問第3204号に直接関係するものではない御意見でございますので、基本的には、考え方の案も、「御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適當」、もしくは、「今後の施策の参考にすることが適當」、このようにさせていただいてございます。

まず、意見の11、12は、第二種交付金の算定方法についてでございまして、支援区域の指定が解除されても交付が継続される仕組みについての御意見ということでございますので、考え方は、申し上げましたように、今後必要に応じて見直しの検討を行う際の参考とすることが適當であるという形にさせていただいております。

次に、意見の13から20まで8件、全て同様の趣旨の御意見でございまして、認可申請におきましては、令和8年度の第二種負担金の徴収は一度限りとされてございますが、もしそうなのであれば、第二種負担金の額を算定するために必要となる電気通信事業報告規則の規定に基づく報告、これも同様に、毎月、年に12回ではなく、負担金の徴収と同様に、年に一度にすべきだという御意見でございまして、これは私どもといたしましても、もっともかなと思ってございまして、考え方の案といたしましては、こうした御指摘を踏まえて、制度全体の運用コストに配慮して、必要な措置を講ずることが適當という形にしてございます。

意見21、22は、第一種負担金、すなわち、電話の負担金に関する御意見でございますので、今後の施策の参考ということにさせていただいております。

続いて、11ページです。意見の23ですね。今後の我が国における光ファイバー整備についての御意見がございますので、これも全体としては、今後の施策の参考ということで受けさせていただいてございます。

続いて、最後の御意見になりますが、意見の24です。こちらにつきましては、電気通信役務の料金を公共料金化してはどうかですか、MNP審査の簡易化といった御意見でございましたので、こちらも今後の施策の参考ということとさせていただいてございます。

以上を踏まえまして、お戻りいただきまして、冒頭の1ページ目になります。答申書の案を作成させていただいております。

記載事項については2つございまして、1つ目は、第二種交付金の額及びその交付方法並びに第二種負担金の額及びその徴収方法につきまして、諮問のとおり認可することが適當である旨を記載させていただいております。

2つ目は、今しお御説明申し上げた意見募集の結果と、その考え方を添付するというもので

ございます。

私からの説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ありましたら、お待ちしたいと思いますが、チャット機能にてお申し出いただけますでしょうか。

林先生、お願ひいたします。

○林委員 度々恐れ入ります。林でございます。事務局様、御説明ありがとうございました。

1点質問があるんですけれども、7ページ以下でしたかね、意見11以降に書かれてある御意見、あるいは御要望というものについて、先ほど事務局様から御説明があったように、直接本質問事項には関係しないものではございますけれども、意見11、12にしても、13、14、15にしても、御説ごもっとものかなというところがございますので、これについては、真摯に受け止めるというか、しっかり検討していかなきやいけないのかなというふうに思いました。

そこで質問なんですけれども、これらの御意見で扱われている事項については、情報通信審議会等の別の会議体で議論されているということでおろしかったでしょうか。そこだけちょっと確認させていただければと思います。

○藤井部会長 こちら、総務省さんお願ひできますでしょうか。

○望月基盤整備促進課課長補佐 事務局でございます。今御質問いただいた内容、基本的にはおっしゃるとおりでございます。1個1個の、今回いただいている御要望について、それぞれ個別に議論しているかということについては直接は申し上げませんが、ユニバーサルサービス制度の在り方そのものについて、令和7年度の電気通信事業法の改正で創設されました最終保障提供責務の求めに応じた交付金の在り方も含めて、今、ユニバーサルサービス制度の在り方について質問させていただいておりまして、こちらについての議論の中で、今回いただいた数々の御指摘、御要望、これらも踏まえまして、全体として、必要に応じた、この第二号基礎的電気通信役務の制度の在り方というのは、検討を行っていきたいというふうに考えてございます。

よろしいでしょうか。

○林委員 分かりました。別のところで、これも踏まえてしっかり御議論されているということを聞いて安心いたしました。ありがとうございます。

○藤井部会長 ありがとうございました。

ほかに皆様から意見ございますでしょうか。よろしいですかね。

林先生からいただいた御指摘、ごもっともだと思いますし、また、御指摘は真摯に受けて、

適宜対応できるところから、総務省さんのほうには対応いただければなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、ほかに御意見ないようでしたら、諮問第3204号につきましては、お手元の答申案どおりの答申といたしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、案のとおり答申したいと思います。

○藤井部会長 以上で、本日の審議終了ということになりますが、委員の皆様から、ほかに何かこの際、発言がございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですかね。

そうしましたら、事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の石井でございます。冒頭8名の御出席とお伝えいたしましたが、途中参加されまして、9名に御出席いただきましたので、御報告いたします。

また、次回の電気通信事業部会は、令和8年1月20日火曜日、14時から、オンラインで開催いたしますので、皆様方、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上になります。

○藤井部会長 ありがとうございました。

そうしましたら、以上で本日の会議は終了させていただきたいと思います。皆様、御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉 会